

札幌市告示第 1118 号

「札幌市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成 30 年札幌市条例第 8 号）」の別表における地域を指定する告示（平成 30 年札幌市告示第 1473 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 29 日

札幌市長 秋元 克広



- (1) 第 1 項の表中央区の項中に「札幌市立星友館中学校」を加え、同表厚別区の項中「札幌市立もみじ台南中学校」を削除する。
- (2) 附則として次のように加える。
附 則
この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。